

いつかためになる

法律知識

Vol.2

町民の皆さんから
よくいただく質問



弁護士 井上 航

産業・賠償対策課 主幹
(所属：第二東京弁護士会)

原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための予備知識をお伝えしていくコーナーです。

今回は、原発事故による損害賠償請求の紛争解決機関である原子力損害賠償紛争解決センター（次からは「センター」と省略して記載します）に、町民の皆さんからよくいただく質問をぶつけて回答してもらいました。

もっと詳しく知りたい方は、「広報なみえお知らせ版（10月15日発行）」折込のチラシもあわせて読んでみてください。

Q ADRの申立ては弁護士や司法書士に頼まないといけないのでしょうか？

A ご本人だけで申立てをすることが可能です。ちなみに、センターへの和解仲介申立ての約7割は代理人の付いていない本人申立てですし、ご本人申立てでも多くが和解成立となっています。ご本人申立てでも、センターの調査官（弁護士）が事情を伺いながら進めていきますので、ご心配いただかなくても結構です。一方、弁護士を代理人として申立てをした場合、申立書の作成など代理人が行ってくれますし、代理人が事実、証拠、法的根拠などを適切に整理してくれるといったメリットもあると思われます。ご本人申立てをされる場合、申

立書用紙は、センターの各事務所
*東京事務所、福島事務所、4支所（東北、会津、いわき、相双）の受付に備え付けているほか、センターのホームページからダウンロードもできます。このほか、センターのフリーダイヤル0120(377)155（平日10時から17時まで）にて、郵送による申立書用紙の送付のご依頼も承っております。

また、申立方法や申立書の書き方を聞きたい時は、上記のフリーダイヤルまたは、福島事務所、4支所（東北、会津、いわき、相双）の窓口にお問い合わせください。福島事務所および4支所の住所と地図は、「広報なみえお知らせ版（10月15日発行）」折込のセンターのパンフレットに記載されています。

Q できれば自分で申立てをしたいのですが、費用はどれくらいかかりますか？

A 申立て・和解の仲介に関する手数料はいただいております（無料）。ただし、申立書と提出する書類のコピー代、郵送料、申立後の電話代、審理期日に出席するための交通費等は各自にご負担いただくこととなります。

Q また複雑な書類を書くのはうんざりです。紛争解決センターが手助けしてくれることはありますか？

A センターでは、法律に詳しくない方が書いた申立書も受

付します。申立ての方法や申立書の一般的な書き方については、各事務所・支所の窓口やフリーダイヤルでご案内しています。ただし、センターでは、申立書の記載の代行、損害賠償請求の可否・請求金額などの相談についてはお受けしていませんので、ご理解願います。

また、弁護士や司法書士を代理人として申立てを行えば、代理人が申立書の作成や証拠書類の収集・整理をしてくれます。福島県や原子力損害賠償支援機構、弁護士会などが実施している無料相談を受けてみるという方法もあります。

Q 平日は仕事を休むのが難しく、相談に行くことができません。また、申立てをしても平日に出席するのは難しいのですが？

A ご相談については、原子力損害賠償支援機構が、福島県

内各地で土曜日や日曜日にも相談会を開催している場合もありますので、問い合わせをください。
00120(330)540
(受付時間：9時～17時、土日祝日も受付しています。)

また、申立て後は、平日に、ご自宅や勤務先からの電話や書類の郵送をすることによって、審理に対応できることがほとんどです。可能であれば、平日に、福島事務所や支所に向いていただいてテレビ会議で審理に参加することも可能です。

そのほか、申立て後の審理に出席できない場合には、弁護士等に依頼して代理人となってもらったり、家族に代理人となってもらえることができます。

家族等の代理人についてですが、センターでは、三親等内の親族・同居の親族・法人の場合には社員などを代理人とすることを認めています。委任状、戸籍謄本、法人の全部事項証明などが必要となります。

相談はこちらまで

■福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター
TEL 024(533)7770
*受付窓口
(平日10時～15時)

■震災法テラスダイヤル
00120(078309)
*福島市・二本松市・双葉郡広野町に相談できる事務所があります。県外の法テラスも紹介してもらえます。

問 産業賠償対策課賠償支援係
TEL 0243(62)0167